

市の台所事情

平成19年度当初予算編成にあたって

財政課財政係 ☎0824-73-1129

今月号は、平成19年度予算編成にあたって見直す予定の事業や持続可能な財政運営プランの取り組み結果についてお知らせします。

見直す予定の事業

先月号では、厳しい財政状況の中、継続的・安定的に各種サービスを行うことができるよう、各種制度を、近隣の自治体と比較しながら、見直しを検討していることをお知らせしました。平成19年度当初予算編成にあたって、表1のとおり各種制度の見直し案をまとめました。見直し案は、各種制度を広島県の基準にあわせることや近隣の自治体と比較して同程度の水準となるよう見直し、市民の皆さんへの影響が最小限に抑えられるようにまとめました。

(表1) 平成19年度に見直しを予定している事業

	放課後児童クラブ 保護者負担金	療養援護 事業(※1)	老人健康診断 (人間ドック) 個人負担金(※2)	予防接種 (インフルエンザ) 個人負担金65歳以上	軽度生活援助事業	重度心身障害者 在宅介護手当交付事業
現行	2,000円/月 放課後～最長18:30	10,000円/月	国保 6,000円 国保以外 9,400円	1,000円 市民税非課税 世帯は500円	対象者：概ね65歳以上の高齢者世帯 制度の概要： ①食事、食材の確保②寝具類の洗濯③家屋内外の整理・清掃④外出支援⑤その他 ■自己負担額 月額5,000円までの利用の場合、1割を自己負担、5,000円超過分については、自己負担	■対象者： 5～65歳未満であって、一定基準の障害程度に該当する方 ■手当額：10,000円/月 (一部手当受給者の場合、手当額5,000円/月)
平成19年度見直し案	3,000円/月 放課後～最長18:30	平成19年度 5,000円/月 平成20年度 3,000円/月 平成21年度～ 廃止 県制度の変更による	国保 9,000円～ 国保以外 14,000円～	1,200円 市民税非課税 世帯は600円	事業廃止	■対象者： 5～18歳未満であって、一定基準の障害程度に該当する方、または 18～65歳未満であって、自立支援法の障害程度区分で著しく重度の 障害程度区分に該当する方 ■手当額：4,000円/月 (一部手当受給者の場合、対象外)
備考	三次市 4,000円/月 安芸高田市 3,000円/月	三次市・ 安芸高田市も 同様	三次市 国保 9,000円 国保以外 15,000円 安芸高田市 国保 12,000円 国保以外 20,000円	三次市 1,000円 安芸高田市 1,000円～	三次市2割負担、安芸高田市1割負担 ※事業の見直しを検討中	三次市 制度なし 安芸高田市 制度なし

※1 療養援護事業 重度心身障害者医療、乳幼児医療、ひとり親家庭等医療受給者が継続して15日以上入院し、食事代を負担している場合に、金銭を助成する事業

※2 市内の病院で受診した場合の個人負担金

(表2)「持続可能な財政運営プラン」取組結果

■歳入の確保

(単位:千円)

項目	主な取組内容	H19プラン 目標額	H19当初 効果額
市税	市税滞納分の徴収強化	37,540	9,200
分担金負担金	放課後児童クラブ利用者負担金の見直し	2,344	2,506
使用料	生活交通運賃の見直し	2,600	2,189
手数料	屋外広告物手数料などの増収	2,297	1,034
県支出金	県補助制度の活用による補助金	582	582
財産収入	普通財産の処分や貸付による収入	5,138	12,222
諸収入	各種基金の運用による利子収入等	2,180	1,621
	市有財産への広告掲載による広告料収入	—	120
歳入計(A)		52,681	29,474

■歳出の削減

(単位:千円)

項目	主な取組内容	H19プラン 目標額	H19当初 効果額
人件費	委員報酬や嘱託員報酬などの削減	▲6,978	▲6,862
	定員の適正化などによる抑制	▲423,830	▲445,395
物件費	各種業務委託料の削減や施設の管理形態の見直しなど	▲374,527	▲348,052
維持修繕費	事業費の圧縮など	▲1,178	▲9,237
扶助費	制度の見直し	▲16,842	12,717
補助費等	各種負担金の見直し、削減など	▲18,631	▲20,423
補助金	見直しによる削減	▲143,118	▲167,845
繰出金	特別会計の事務事業の見直しや縮減	▲69,213	▲55,724
歳出計(B)		▲1,054,317	▲1,040,821